

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>①申請に基づき支給認定および利用施設への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 支給認定区分決定 3. 利用施設決定 4. 支給認定通知</p> <p>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し保育料決定、徴収 1. 家族住民税・身障者手帳・生保受給参照 2. 料金計算 3. 保育料決定通知 4. 認定子ども園へ保育料通知 5. 口座登録 6. 口座振替依頼(納付書作成) 7. 振替(納付)結果消込</p> <p>③施設型給付費支払額計算 1. 在籍園児一覧作成</p> <p>④子育てのための施設等利用給付 1. 住民税非課税世帯該当有無の確認 2. 公金受取口座を活用した公金給付の実施</p> <p>申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領できる。 このことについての通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で行うことができる。</p>
③システムの名称	保育認定システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル 4. 口座登録・連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第127項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号)第2条42号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の155の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保育認定システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月26日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、①部署	市民福祉部 社会福祉課	市民福祉部 子育て支援課	事後	組織変更
平成28年4月26日	I 関連情報、7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	社会福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	事後	組織変更
平成28年4月26日	I 関連情報、8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	社会福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	事後	組織変更
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第94項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月28日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	①申請に基づき支給認定および利用施設への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 支給認定区分決定 3. 利用施設決定 4. 支給認定通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し保育料決定、徴収 1. 家族住民税・身障者手帳・生保受給参照 2. 料金計算 3. 保育料決定通知 4. 認定こども園へ保育料通知 5. 口座登録 6. 口座振替依頼(納付書作成) 7. 振替(納付)結果消込 ③施設型給付費支払額計算 1. 在籍園児一覧作成	①申請に基づき支給認定および利用施設への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 支給認定区分決定 3. 利用施設決定 4. 支給認定通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し保育料決定、徴収 1. 家族住民税・身障者手帳・生保受給参照 2. 料金計算 3. 保育料決定通知 4. 認定こども園へ保育料通知 5. 口座登録 6. 口座振替依頼(納付書作成) 7. 振替(納付)結果消込 ③施設型給付費支払額計算 1. 在籍園児一覧作成 申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領できる。このことについての通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で行うことができる。	事前	事務の概要追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス	事前	システム名称追加
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月29日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第116項	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	法令上根拠修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、1対象人数、評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成31年1月29日時点	令和3年1月27日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	<p>①申請に基づき支給認定および利用施設への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 支給認定区分決定 3. 利用施設決定 4. 支給認定通知</p> <p>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し保育料決定、徴収 1. 家族住民税・身障者手帳・生保受給参照 2. 料金計算 3. 保育料決定通知 4. 認定こども園へ保育料通知 5. 口座登録 6. 口座振替依頼(納付書作成) 7. 振替(納付)結果消込</p> <p>③施設型給付費支払額計算 1. 在籍園児一覧作成</p> <p>申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領できる。このことについての通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で行うことができる。</p>	<p>①申請に基づき支給認定および利用施設への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 支給認定区分決定 3. 利用施設決定 4. 支給認定通知</p> <p>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し保育料決定、徴収 1. 家族住民税・身障者手帳・生保受給参照 2. 料金計算 3. 保育料決定通知 4. 認定こども園へ保育料通知 5. 口座登録 6. 口座振替依頼(納付書作成) 7. 振替(納付)結果消込</p> <p>③施設型給付費支払額計算 1. 在籍園児一覧作成</p> <p>④子育てのための施設等利用給付 1. 住民税非課税世帯該当有無の確認 2. 公金受取口座を活用した公金給付の実施</p> <p>申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領できる。このことについての通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で行うことができる。</p>	事後	事務の概要追加
令和5年2月3日	I 関連情報、2特定個人情報ファイル名	1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル 4. 口座登録・連携ファイル	事後	ファイル名称追加
令和5年2月3日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第94項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第94項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号)第2条42号</p>	事後	個人番号の利用の根拠追加
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	令和3年1月27日時点	令和5年1月25日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号)第2条42号 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第127項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁第10号)第2条42号 	事後	法令上根拠修正
令和7年10月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の155の項</p>	事後	法令上根拠修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行
令和7年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	最も優先度が高いと考えられる対策 [3] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 保育認定システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	令和5年1月25日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正